

四日市市告示第553号

稲葉町高砂町地内の土地について国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定により筆界案を作成したため告示する。

令和7年10月23日

四日市市長 森 智 広

1 土地の所在・地番

四日市市高砂町3491番79

四日市市高砂町3491番85

2 筆界を確認できる場所

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 用地課

3 筆界案を確認することができる者

四日市市高砂町3491番79及び四日市市高砂町3491番85の土地所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

四日市市長

筆界案を確認することができる者は、告示の日から20日間意見を申し出ることができるものとする。

また、20日間を経過してもなお申し出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定により調査を行うものとする。

（都市整備部用地課）